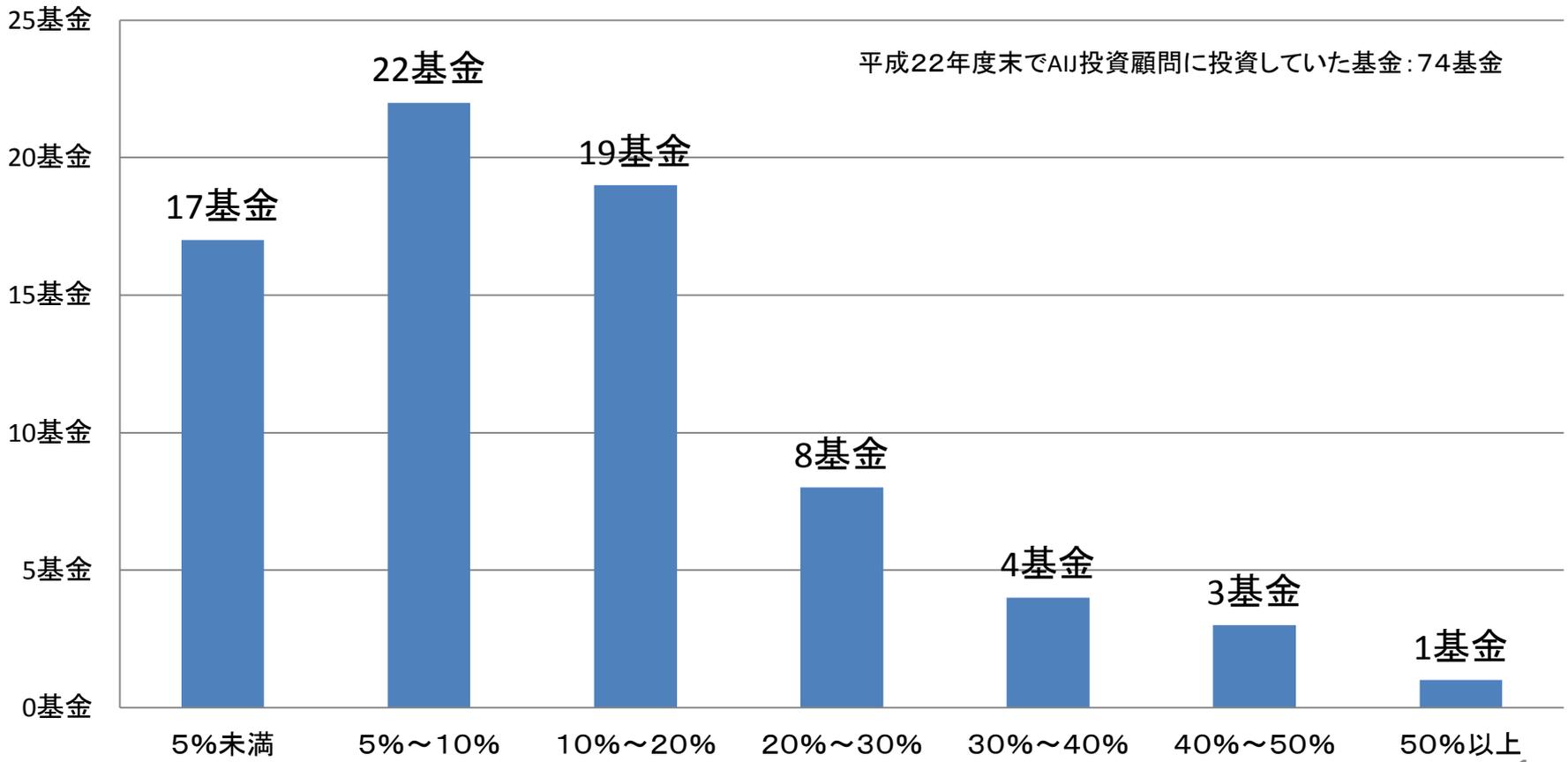


# 「論点1. 資産運用規制の在り方」 ～各論点に関連するデータ等～

## 1 受託者責任の在り方

分散投資

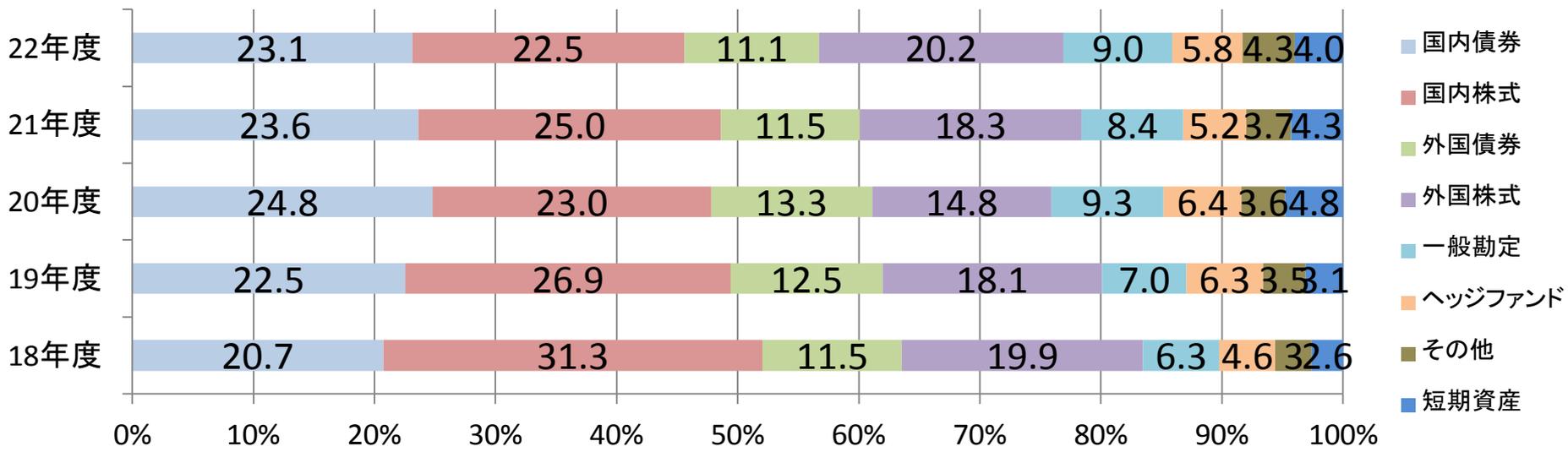
【AIJ投資顧問に委託をしていた基金の総資産額に占めるAIJ投資顧問への委託割合】



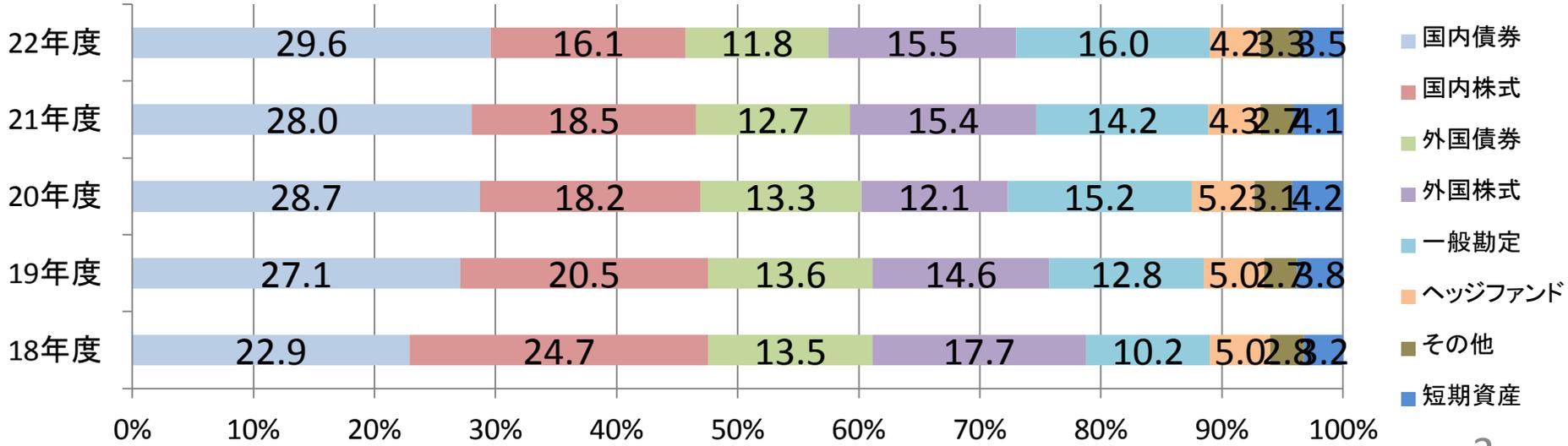
出典：年金給付等積立金の管理及び運用に関する資産運用業務報告書(平成22年度)より

# 【企業年金の資産構成割合の推移】

## ■厚生年金基金



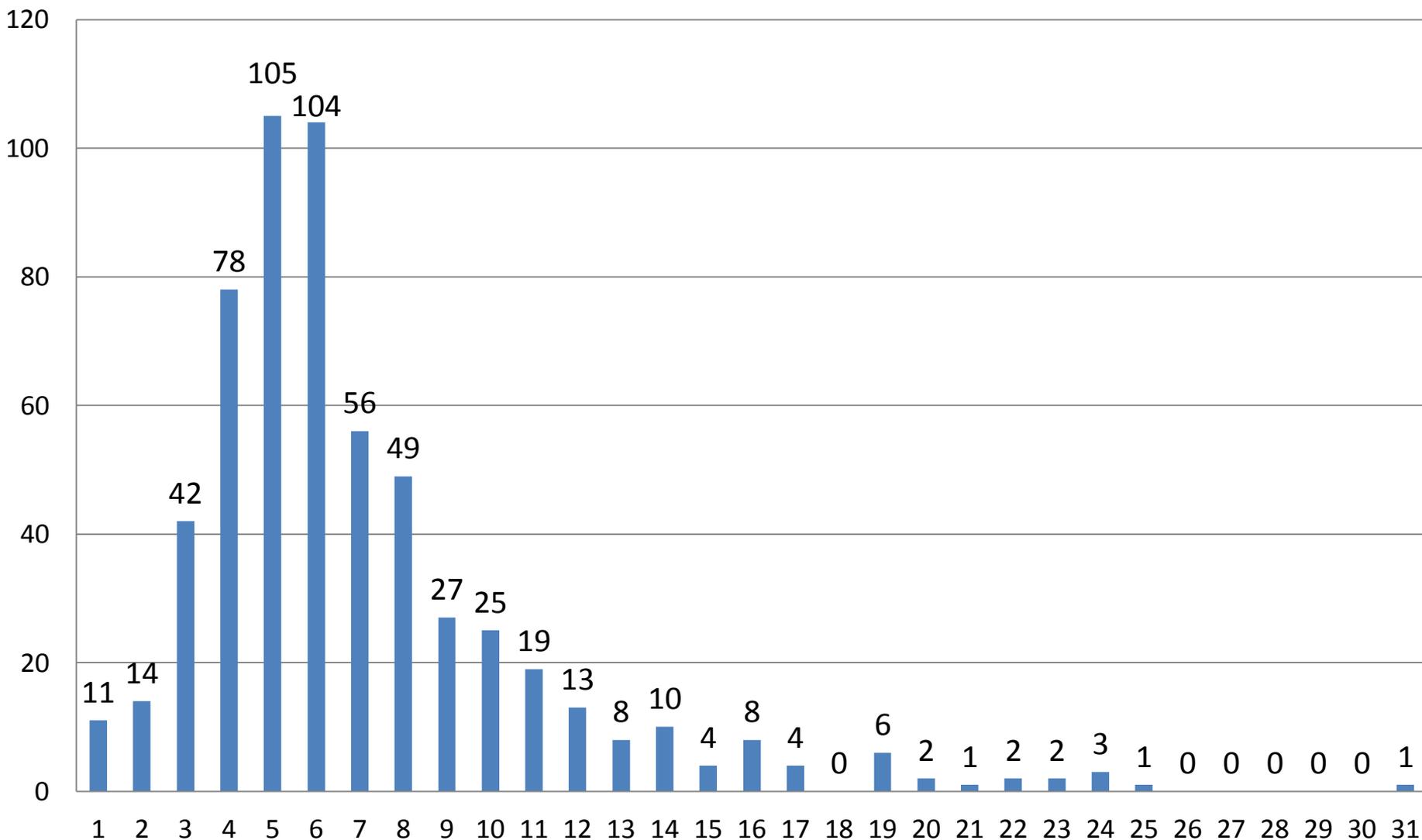
## ■確定給付企業年金



資料:企業年金に関する基礎資料(平成23年12月)企業年金連合会

## 【各厚生年金基金の受託機関数(平成22年度末)】

受託機関数



基金数

出典:年金給付等積立金の管理及び運用に関する資産運用業務報告書(平成22年度)より

## 2 基金の運用体制・運用プロセス

厚生年金基金の運用体制等に関する調査結果(概要)より

調査対象:平成24年3月1日現在で現存する581基金 回答数558基金(回答率96.0%)

調査時点:平成24年3月1日現在の状況

### 平成22年度末における資産規模

- 全体(558基金)の約6割が、200億円未満の資産規模。

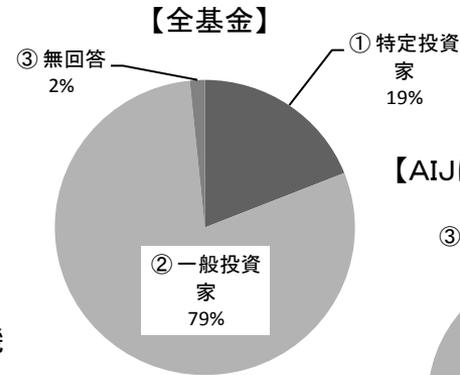
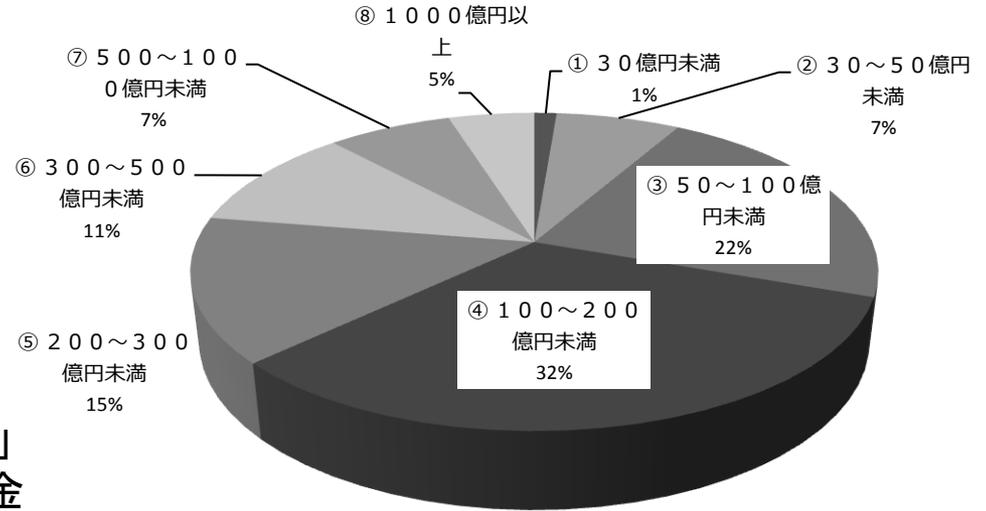
### 金融商品取引法上の区分

- 全体(558基金)の約8割が「一般投資家」「特定投資家」は、558基金のうち106基金
- AIJに委託実績のある基金(88基金)の約7割が「一般投資家」「特定投資家」は、88基金のうち22基金

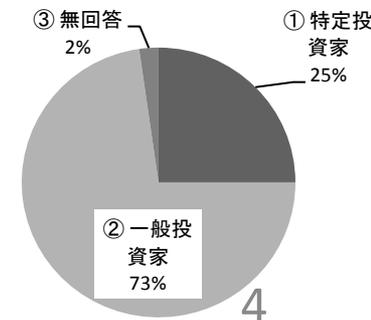
(注)

特定投資家とは・・・金融商品取引法で定めるプロの投資家。純資産額が100億円以上であるとして金融庁長官に届出を行った基金(適格機関投資家)あるいは金融商品取引業者との個別取引において一般投資家から移行した基金をいう。

一般投資家とは・・・特定投資家以外の投資家



### 【AIJに委託実績のある基金】



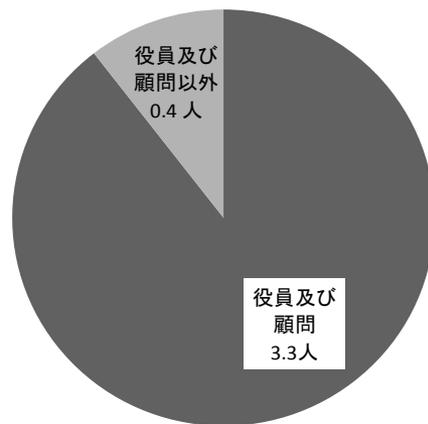
## ①基金の運用体制

### 【政省令・ガイドライン】

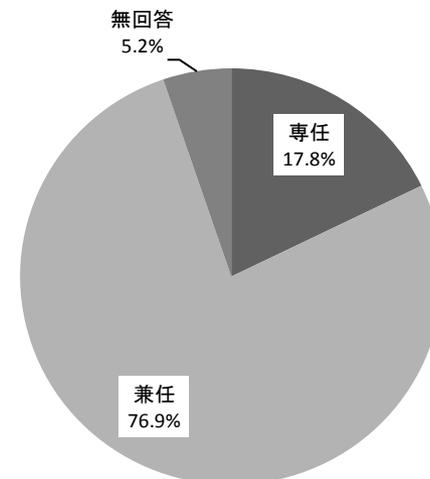
○ 基金は、管理運用業務を執行する理事を置かなければならない。(厚生年金基金令 第39条の15第2項)

### 【厚生年金基金の運用体制等に関する調査結果】

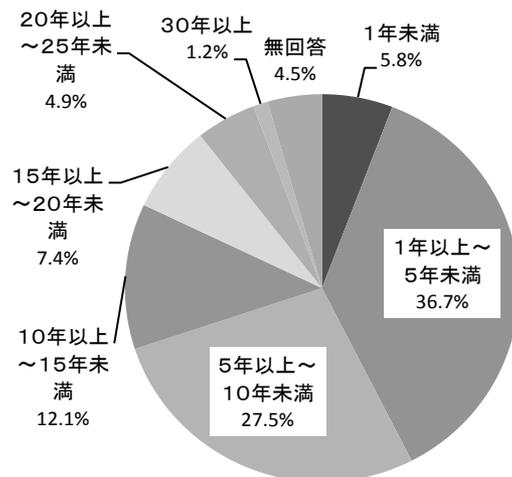
#### ①運用に携わる役職員の状況



#### ②運用に携わる役職員の専任・兼任の割合



#### ③運用に携わる役職員の在職年数



#### ① 運用に携わる役職員の状況

- ・総数は2,065人
- ・1基金あたりの平均は3.7人

#### ② 運用に携わる役職員の専任・兼任の割合

- ・約8割が、「兼任」

#### ③ 運用に携わる役職員の在職年数

- ・約6割が、「在職年数10年未満」

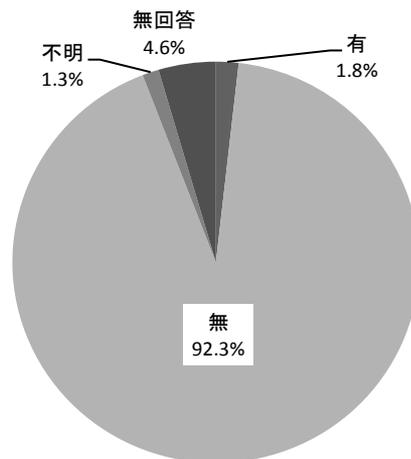
## 【政省令・ガイドライン】

○ 基金は、職員に、長期にわたり維持すべき資産の構成割合の決定に関し、専門的知見を有する者を置くよう努めなければならない。(厚生年金基金規則 第41条の6第1項第2号)

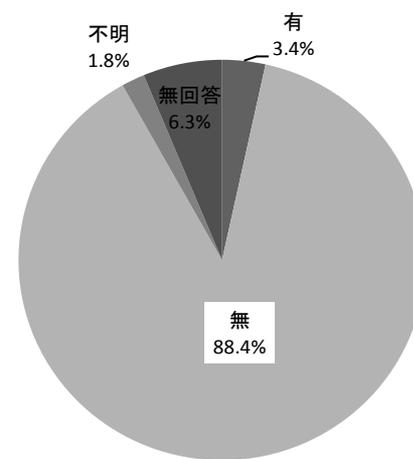
○ 理事長等は、投資理論、資産運用に関する制度、投資対象の資産の内容等の理解及び資産運用環境の把握に努めなければならない。(ガイドライン三(9))

## 【厚生年金基金の運用体制等に関する調査結果】

①資産運用関連資格の有無について



②現職以外の資産運用関連業務の経験について



### ① 資産運用資格の有無について

- ・ 約9割が「資産運用関連資格を持っていない」と回答。
- ・ 証券アナリスト、ファイナンシャルプランナーなどの資格を有していると回答があったのは、約2% (37人)

### ② 現職以外の資産運用関連業務の経験について

- ・ 運用に携わる役職員の約9割が「資産運用関連業務の経験がない」と回答。
- ・ 金融機関でファンドマネージャー等の資産運用関連業務に従事した経験があると回答があったのは、約3% (71人)

## ②資産運用委員会

### 【政省令・ガイドライン】

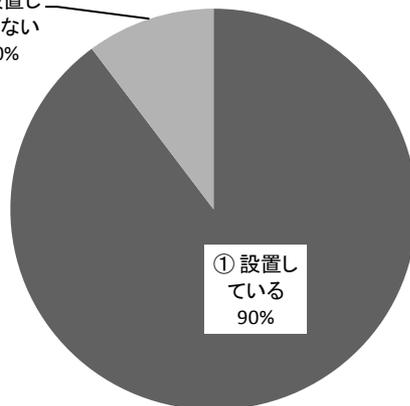
○ 理事長等を補佐するため、資産運用委員会を設置することが望ましい。(ガイドライン六)

○ 理事、代議員、事業主の財務又は労務に関する業務を担当する役員等の中から理事長が選任する者で構成されることが考えられるが、基金の実状に応じ、専門家等の外部の者を委員とすることも考えられる。(ガイドライン六)

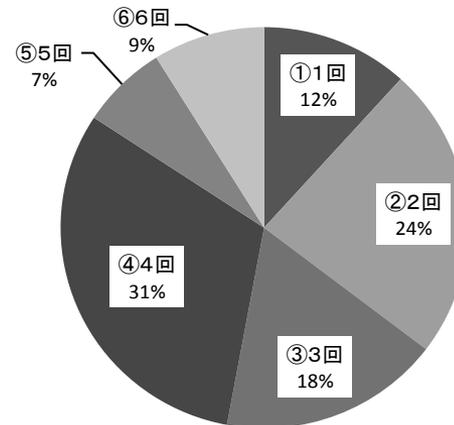
### 【厚生年金基金の運用体制等に関する調査結果】

#### ①資産運用委員会の設置

②設置していない  
10%



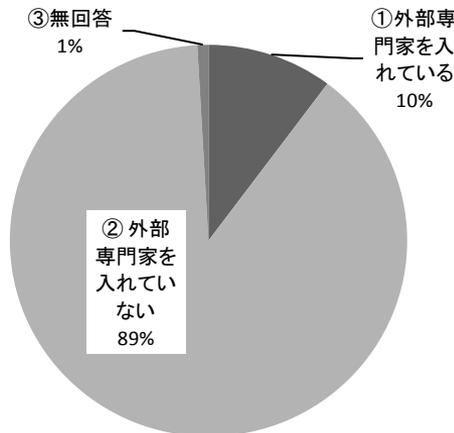
#### ②資産運用委員会の開催頻度



#### ③資産運用委員会における外部専門家の割合

③無回答  
1%

①外部専門家を入れている  
10%



#### ① 資産運用委員会の設置

- ・ 全体(558基金)の約9割は、「資産運用委員会」を設置。  
※小規模の基金では、資産運用委員会を設置せず、代議員会や理事会で対応しているとの回答。

#### ② 資産運用委員会の開催頻度

- ・ 年に4回開催が全体の約3割で最も多く、次いで年2回が2割強。

#### ③ 資産運用委員会における外部専門家の割合

- ・ 資産運用委員会を設置している501基金の1基金当たりの平均委員数は8.3人
- ・ 資産運用委員会に外部専門家を入れているのは全体の約1割(57基金)

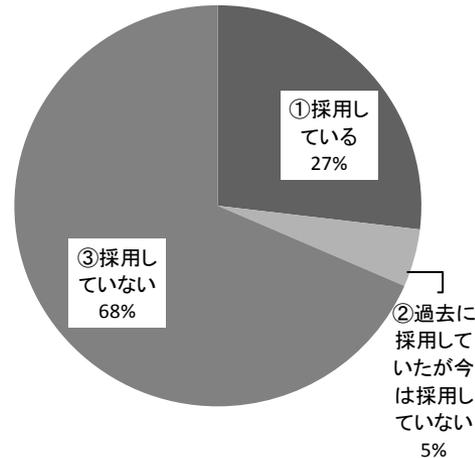
### ③運用コンサルタント

#### 【政省令・ガイドライン】

○ 運用の基本方針、運用ガイドラインや政策的資産構成割合の策定、運用受託機関の選任、運用評価等に関し、必要な場合には、運用コンサルタント等外部の機関に分析・助言を求めることが考えられる。(ガイドライン三(8))

#### 【厚生年金基金の運用体制等に関する調査結果】

##### ①運用コンサルタントの採用



- ・ 全体(558基金)の約3割が運用コンサルタントを採用。
- ・ 約7割は採用していない。

##### ○コンサルティングの内容(複数回答)

コンサルティングの内容としては、①基本方針の策定・見直し、②資産配分の見直し、③運用機関の選定及び見直し等様々な事項。

##### ①基本方針の策定・見直し

- ・ 政策アセットミックスの策定・見直し など

##### ②資産配分の見直し

- ・ リスク管理、リバランス など

##### ③運用機関の選定及び見直し

- ・ ファンド別収益率、ベンチマーク比較・超過収益率分析
- ・ マネージャー・ストラクチャーについての分析、助言 など

##### その他

- ・ 資産運用委員会の支援業務 など

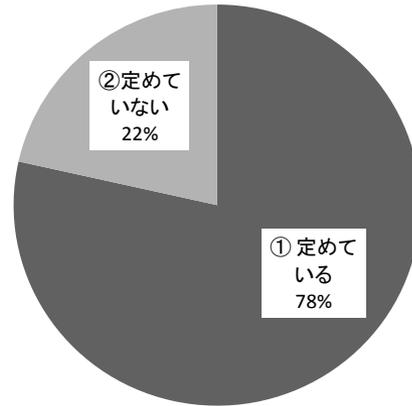
## ④運用の基本方針及び運用受託機関選定

### 【政省令・ガイドライン】

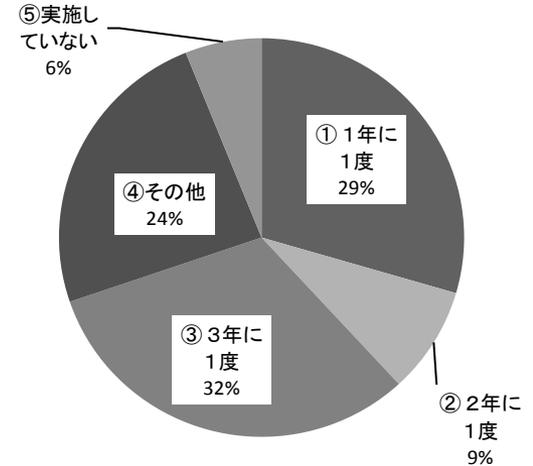
- 運用機関の選任については、運用受託機関の得意とする運用方法を考慮するとともに、運用実績に関する定量評価だけでなく、投資哲学、運用体制等に関する定性評価を加えた総合評価をすることにより行うことが望ましい。(ガイドライン三(5))

### 【厚生年金基金の運用体制等に関する調査結果】

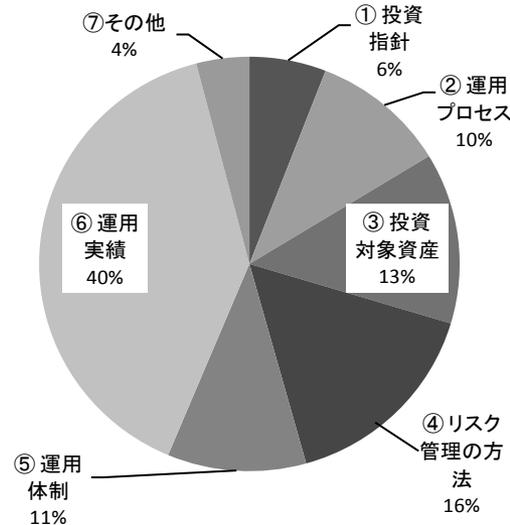
#### ①運用機関の選定及び評価についての基本方針



#### ②運用機関の選定及び見直しの頻度について



#### ③運用機関の選定及び見直しの過程で一番重視している事項



- ① 運用機関の選定及び評価についての基本方針  
・ 全体(558基金)の約8割が、運用機関の選定及び評価についての基本方針を策定。
- ② 運用機関の選定及び見直しの頻度について  
・ 全体の約3割で、年1回、運用機関の選定及び見直しを実施。  
・ 運用機関の見直しを定期的には実施していない基金も1割弱存在。
- ③ 運用機関の選定及び見直しの過程で一番重視している事項  
・ 「運用実績」が全体の4割。  
・ 一方で、「運用プロセス」、「リスク管理の方法」を重視していると回答した基金の割合は1~2割程度。

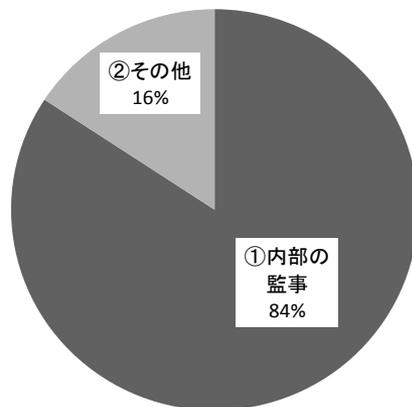
## ⑤ 監査

### 【政省令・ガイドライン】

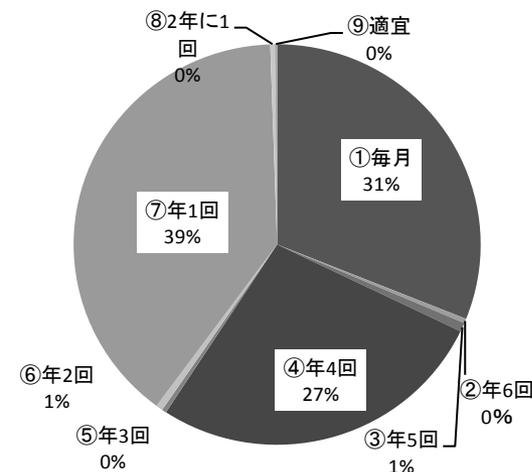
- 基金に、役員として理事及び監事を置く。(厚生年金保険法第119条第1項)
- 監事は、代議員会において、設立事業所の事業主において選定した代議員及び加入員において互選した代議員のうちから、それぞれ一人を選挙する。(厚生年金保険法第119条第4項)
- 監事は、基金の業務を監査する。(厚生年金保険法第120条第4項)
- 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は代議員会に意見を提出することができる。(厚生年金保険法第120条第5項)

### 【厚生年金基金の運用体制等に関する調査結果】

① 運用に関する監査について(複数回答)



② 運用に関する監査の頻度



① 運用に関する監査について(複数回答)

- ・ 全体(558基金)の8割で、内部の監事が監査を実施。  
※その他内訳としては、公認会計士、会計事務所、監査法人、税理士等

② 運用に関する監査の頻度

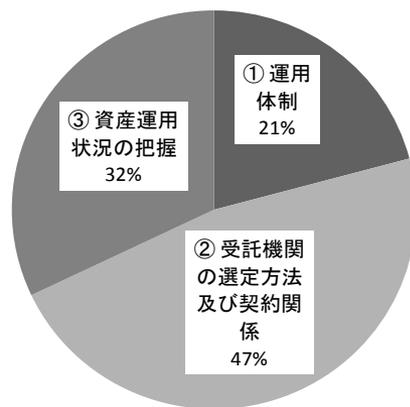
- ・ 監査の頻度は年1回が最も多く、約4割。
- ・ 約3割の基金では、毎月監査を実施。

## 【政省令・ガイドライン】

- 監査は、厚生年金基金監事監査規程要綱に定められた事項を基準として、適正かつ厳正に実施しなければならない。(ガイドライン五)

## 【厚生年金基金の運用体制等に関する調査結果】

③監査項目(複数回答)



### ③ 監査項目(複数回答)

#### ①運用体制

- ・運用業務を執行する理事の配置状況
- ・運用関係者の職務の具体的内容 等

#### ②受託機関

- ・受託機関との契約関係
- ・受託機関の選定方法 等

#### ③運用状況

- ・受託機関からの定例報告 等

### 3 基金のガバナンス・情報開示

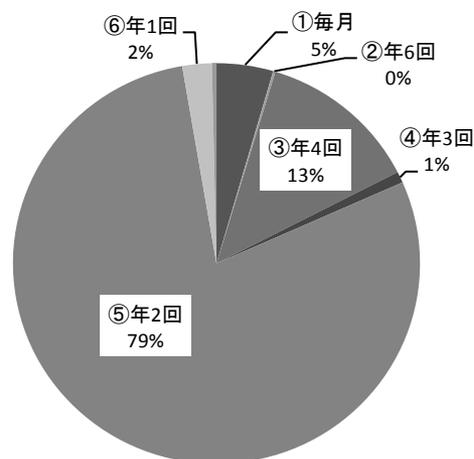
#### 報告・情報開示

#### 【政省令・ガイドライン】

- 報告の内容としては、ア運用の基本方針及びガイドライン、イ運用結果、ウ理事会における議事の状況が考えられる。また、資産運用委員会における議事の状況その他の情報についても積極的に報告することが望ましい。  
(ガイドライン八(2))

#### 【厚生年金基金の運用体制等に関する調査結果】

①代議員会への報告の頻度



- ・ 全体(558基金)の約8割が、年に2回以上代議員会へ運用に関する情報を報告。  
※代議員会に報告している事項で最も割合が高いのは、「積立金の運用結果の報告」

## 【政省令・ガイドライン】

○ 基金は、厚生労働省令で定めるところにより、その基金の業務の概況について、加入員に周知させなければならない。（厚生年金保険法第177条の2）

○ 周知事項を加入員に周知させる場合には、次のいずれかの方法によるものとする。

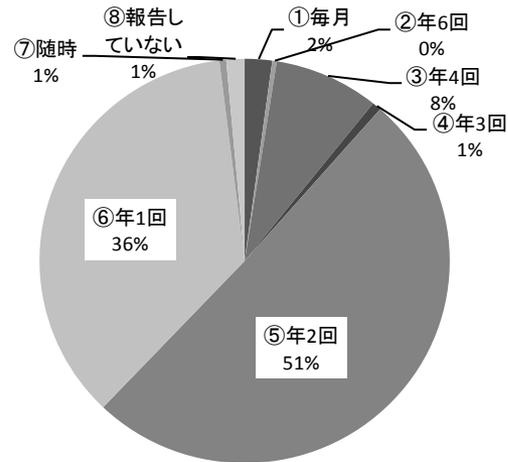
- 1 常時設立事業所の見やすい場所へ掲示する方法
- 2 書面を加入員に交付する方法
- 3 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各設立事業所に加入員が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する方法
- 4 その他周知が確実に行われる方法

（厚生年金基金規則第56条の2）

○ 加入員に対し、毎事業年度1回以上、a 積立金の運用収益又は運用損失及び資産の構成割合その他積立金の運用の概況、b 運用の基本方針の概要等の事項について、周知させなければならない。（ガイドライン八（3））

## 【厚生年金基金の運用体制等に関する調査結果】

②加入員等への報告の頻度



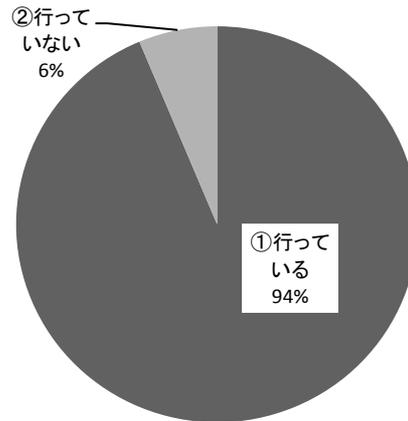
・ 全体の約9割が、年に1回以上加入員等へ運用に関する情報を報告。  
※加入員等へ報告している事項で最も割合が高いのは、「積立金の運用結果の報告」

## 【政省令・ガイドライン】

- 定期的に、又はその求めに応じて、管理運用業務の状況に関する情報を提供しなければならない。  
(ガイドライン八(4))

## 【厚生年金基金の運用体制等に関する調査結果】

### ③事業主への情報提供の頻度



- ・ 全体の約9割が、事業主に対し運用に関する情報を提供。

## 4 事後チェック

### 運用報告書について

○ 厚生年金基金は、年金給付等積立金の管理運用事務についての報告書を作成し、毎事業年度厚生労働大臣に提出することとされている。(厚生年金保険法第177条、厚生年金基金規則第56条第2項)

【厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)】

(報告書の提出)

第百七十七条 基金及び連合会は、厚生労働省令の定めるところにより、その業務についての報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

【厚生年金基金規則(昭和41年厚生省令第34号)】

(業務についての報告書の提出)

第五十六条 基金は、毎年三月、六月、九月及び十二月の末日における各四半期ごとの業務についての報告書二通を作成し、それぞれ翌月十五日までに、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、基金は、毎事業年度、法第百三十六条の三第一項の規定による年金給付等積立金の管理運用業務についての報告書を二通作成し、翌事業年度五月十五日までに、厚生労働大臣に提出しなければならない。

### 厚生年金基金監事監査規程要綱

一 監事の監査は、厚生年金保険法第二百二十条第四項の規定に基づいて、基金の業務の適正かつ能率的運営を図ることを目的として行うものとする。

二 監査は、定例監査及び特別監査とし、書面又は実地により実施するものとする。

三 定例監査は、少なくとも毎年一回、次に掲げる事項のすべてについて行うものとする。ただし、(4)に掲げる事項については、毎月一回、(3)及び(5)に掲げる事項については、四半期に一回行うものとする。

- (1) 諸法令、諸規則等の実施状況
- (2) 事務能率及び経営合理化の状況
- (3) 事業計画の実施状況
- (4) 経理及び掛金に関する事項
- (5) 年金給付等積立金の管理及び運用に関する事項
- (6) 資産の取得、管理及び処分に関する事項
- (7) 標準給与の決定及び年金たる給付及び一時金たる給付の支給の裁定等の処分に関する事項
- (8) 貸借対照表、損益計算書及び業務報告書その他決算に關する事項
- (9) 業務概況の周知に関する事項
- (10) その他業務の執行に関する状況

四 特別監査は、特定の事項について、監事が必要と認める都度行うものとする。

五 監事は、毎年度当初、当該年度の監査の回数、時期その

他監査の実施に関する事項を定める監査の実施計画を作成し、これを理事長に通知するものとする。

六 監事は、いつでも理事又は理事長に対して、業務及び財務に関する報告を求め、又は業務及び財務の状況を調査し、若しくは帳簿書類その他の物件を検査することができる。

七 監事は、貸借対照表、損益計算書及び業務報告書について監査したときは、これに意見を付さなければならぬ。

八 監事は、前記三に掲げる事項について監査を行うほか、次の事項について調査、研究し、理事又は理事長に意見を提出することができる。

- (1) 業務の改善に関する事項
- (2) 予算の編成に関する事項
- (3) 基金の財政計画に関する事項
- (4) その他業務に関する重要事項

九 監事は、監査の結果を文書をもって理事長に通知するとともに、少なくとも毎年一回は代議員会に報告しなければならない。

十 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は代議員会に意見を提出することができる。

十一 監事は、次の各号に掲げる文書の回付を受けるものとする。

- (1) 監督官庁からの認可書（厚生年金基金の設立に係る適用事業所の増加又は減少に係るものを除く）、承認書、通知書その他の文書
- (2) 規程等の制定及び改廃に関する文書

- (3) 業務運営の基本方針に関する文書
- (4) 年金給付等積立金の管理及び運用に関する基本方針に関する文書

- (5) 業務経理に属する契約であって重要なものに関する文書

- (6) 借入金の借入れに関する文書
  - (7) その他業務運営に関する重要な文書
- 十二 監事の職務は、合議により行う。

○ 厚生労働大臣は、基金について、必要があるときは、その事業の状況に関する報告を徴収することができる。(厚生年金保険法第178条第1項)

【厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)】

(報告の徴収等)

第百七十八条 厚生労働大臣は、基金又は連合会について、必要があると認めるときは、その事業の状況に関する報告を徴し、又は当該職員をして基金若しくは連合会の事務所に立ち入つて関係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査させることができる。

2 (略)

7 資産運用に関する事項

(1) 体制

ア 運用執行理事、ファンドマネージャー等の配置及び資格  
 適・否 運用執行理事 (他の業務との兼務：有・無)  
 (兼務している役職： )  
 ファンドマネージャー等 (配置の有無：有・無)  
 具体的実務経験の職歴：

イ 資産運用に関する理事会及び代議員会の開催状況、会議録の整備状況等  
 適・否 理事会 年 回 (実施月 )  
 代議員会年 回 (実施月 )

ウ 資産運用検討委員会の設置状況  
 有・無 ( 年 月 設置済・予定)

(2) 運用の基本方針の策定

ア 記載内容 (政策的資産構成割合を含む)  
 適・否 ① 目的  
 ② 資産構成に関する事項

イ 理事会等の決議  
 適・否 ③ 運用業務に関する報告の内容及び方法に関する事項  
 ④ 運用業務に関し遵守すべき事項  
 ⑤ その他運用業務に関し必要な事項

(3) 運用の基本方針に基づく資産運用の実施

ア 運用受託機関の選定・評価の方法  
 適・否

イ 運用受託機関毎の資産構成の決定  
 適・否

ウ 契約書の締結及び協定書等の作成  
 適・否

<p>エ 資産の運営状況の把握</p> <p>オ 運用受託機関との運用に関する定例会等の開催</p> <p>(4) 理事会及び代議員会に対する運用状況の報告</p> <p>(5) 母体企業に対する情報提供</p> <p>(6) 運用の状況</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 基金として定めた政策的資産構成割合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">国内債券</th> <th style="width: 10%;">転換社債</th> <th style="width: 10%;">国内株式</th> <th style="width: 10%;">外国債券</th> <th style="width: 10%;">外国株式</th> <th style="width: 10%;">一般勘定</th> <th style="width: 10%;">その他資産</th> <th style="width: 10%;">計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">%</td> <td style="text-align: center;">100%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 20px;">イ 資産構成割合の策定方法及び今後の検討課題</p> <p>(7) 理事の禁止行為等</p> <p>(8) その他特記事項 (自己研鑽等)</p>	国内債券	転換社債	国内株式	外国債券	外国株式	一般勘定	その他資産	計	%	%	%	%	%	%	%	100%	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>(開催の頻度)</p> <p>(情報提供の方法等)</p> <p>・平成 年 月末現在</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">国内債券</th> <th style="width: 10%;">転換社債</th> <th style="width: 10%;">国内株式</th> <th style="width: 10%;">外国債券</th> <th style="width: 10%;">外国株式</th> <th style="width: 10%;">一般勘定</th> <th style="width: 10%;">その他資産</th> <th style="width: 10%;">計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">%</td> <td style="text-align: center;">100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>ALMの実施 ( 年 月 実施済・予定 )</p>	国内債券	転換社債	国内株式	外国債券	外国株式	一般勘定	その他資産	計	%	%	%	%	%	%	%	100%
国内債券	転換社債	国内株式	外国債券	外国株式	一般勘定	その他資産	計																											
%	%	%	%	%	%	%	100%																											
国内債券	転換社債	国内株式	外国債券	外国株式	一般勘定	その他資産	計																											
%	%	%	%	%	%	%	100%																											